

令和7年第3回岐阜県議会定例会

条例その他議案 説明資料

厚生環境委員会
(子ども・女性部)

目 次

(条例その他議案関係)

議第 68 号 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する ···· 1
条例について

議第68号 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

子ども・女性部子育て支援課

1 改正の趣旨

- 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便性向上と行政の効率化を目的に、市町村が整備、管理している住民基本台帳情報のうち、本人確認に必要な氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号（※）及びこれらの変更情報（以下「本人確認情報」という。）をネットワーク化したもので、全国共通の本人確認ができるシステムである。
- 都道府県が住基ネットの本人確認情報を利用できるのは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に定められた事務又は条例で定めた事務に限られている。岐阜県では、住基法に基づく31事務と、条例に基づく22事務について利用を行っている。
- 今般、新たな事業を実施するに当たり、県民の利便性の向上を図るため、当該事業に係る事務を住基ネットの本人確認情報を利用する事務として追加するもの。
※個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定に基づく場合に限り利用可能

2 改正内容

（1）住基ネットの本人確認情報が利用できる事務の追加（別表第一（知事が行う事務））

事務の名称	利用に係る事務の詳細
多胎児出生時支援金の支給に関する事務	多胎児出生時支援金の支給を受けようとする者及び出生した多胎児の氏名、住所及び生年月日の確認

<条例改正の効果>

- ・申請の際、申請者及び対象児の氏名、住所及び生年月日を確認するための書類である住民票の写しの添付を不要とすることで、県民の負担が軽減し、利便性が向上する。

（2）その他

令和7年度組織改正に伴う事務の規定順の整理

3 施行日

公布の日